



## 分科会 13 求められる地域連携・薬業連携 —地域社会で薬剤師業務の展開を—

### W-13-05 薬業連携への行政としての取り組み

くぼた まさゆき  
久保田 正之

岐阜県健康福祉部 薬務水道課長

岐阜県では、かねてより県民が安全・安心な医療の提供を受けられるようにかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の体制整備の推進と病診連携推進などを実施してきた。この中で、かかりつけ医、かかりつけ歯科医については高度な治療が可能な病院との間での、紹介・逆紹介が円滑に行われるよう、関係団体と協力してITの活用も含め連携体制の強化を図ってきた。

平成20年度からの第5期岐阜県保健医療計画では、在宅医療に移った後も入院時と同様に、安全な薬物療法を提供するには薬局間で連携し、薬剤管理指導の情報を引き継ぐ体制の整備が必要と考え「薬業連携」を盛り込んだ。この薬業連携については、平成20年から3年間岐阜県薬剤師会に委託し「薬業連携ネットワーク推進事業」として推進していた。これまでかなりの成果をあげている。中でも、岐阜県医師会、岐阜県歯科医師会の役員も加わった岐阜県薬業連携協議会では、いくつかの提言が出され岐阜県での薬業連携の方向性を定めるうえで参考となっている。

この4月には厚生労働省医政局長から「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」が発せられるなど、今や「チーム医療」と「連携」がキーワードとなってきている。この薬業連携ネットワーク推進事業の様に、それぞれが職種の枠を超え有機的な連携を深めて行くことは、安全・安心な医療体制をさらに強化充実するためには必要で、その手助けに行政がなければ幸いである。これまでの取り組みと状況について報告する。

薬業連携ネットワーク推進事業の概要は次のとおりである。

#### (1) 事業名

薬業連携ネットワーク推進事業

#### (2) 事業目的

患者の医療安全のため、入院時や退院時に患者の薬物療法に関する情報が、かかりつけ薬局と病院薬局の間で連携を行い、引き継がれるようなネットワーク体制の確立

#### (3) 事業の内容

- 1) お薬手帳を活用して相互に情報提供する項目の検討と実践
- 2) お薬手帳以外の情報提供手法、項目及び様式の検討と実践
- 3) 医療関係者、患者等への啓発方法の検討
- 4) 医療関係者への情報提供

#### (4) 事業実施の方法

- 1) 事業を実施するモデル地域に、病院薬剤師及び薬局薬剤師をもって構成する地域薬業連携連絡会（以下「連絡会」という。）を設置し、上記（3）の事業を実施した。連絡会には、地域の医師会、歯科医師会から参画を得て、実施事業に対する意見等をいただいた。
- 2) 岐阜県薬剤師会に岐阜県医師会、岐阜県歯科医師会及び病院の代表者並びに岐阜県薬剤師会の役員を持って構成する岐阜県薬業連携協議会を設置し、モデル地域における事業成果を踏まえ、病院、医師、歯科医師、その他の医療従事者との連携のあり方及びとりまとめを行った。